

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : GRP SPRAY

供給者の会社名称 : 岩谷産業株式会社  
住所 : 〒105-8458 東京都港区浜松町2-3-1日本生命浜松町クレアタワー21階  
担当部門 : ウェルディング部  
電話番号 : 06-7637-3267  
FAX番号 : 06-7637-3307  
緊急連絡電話番号 :

推奨用途 : オイル添加剤。  
使用上の制限 : 本製品の使用にあたっては該当する各法律に基づき使用すること。  
整理番号 : MF-23

## 2. 危険有害性の要約

## 【化学品のGHS分類】GHS第6版準拠

[合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]

健康に対する有害性

急性毒性 (吸入: 蒸気、粉塵、ミスト)

: 区分4 (シンボル: 感嘆符、注意喚起語: 警告)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

: 区分2B (シンボル: なし、注意喚起語: 警告)

生殖細胞変異原性 : 区分2 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告)

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

: 区分2 (肺) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

: 区分1 (肺、皮膚) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 危険)

誤えん有害性

: 区分1 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 危険)

[LPG(噴射剤)]

物理化学的危険性

エアゾール

: 区分1 (シンボル: 炎、注意喚起語: 危険)

健康に対する有害性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

: 区分2 (循環器系) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告)


: 区分3 (麻酔作用) (シンボル: 感嘆符、注意喚起語: 警告)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

: 区分1 (中枢神経系) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 危険)

※上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない又は分類できない。

## 【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル	: 
注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	[合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤] : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304) : 眼刺激 (H320) : 吸引すると有害 (ミスト) (H332) : 遺伝性疾患のおそれの疑い (H341) : 肺の障害のおそれ (H371) : 長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚の障害 (H372) [LPG(噴射剤)] : 極めて可燃性の高いエアゾール (H220) : 高压容器: 熱すると破裂のおそれ (H229) : 眠気又はめまいのおそれ (H336) : 循環器系の障害のおそれ (H371) : 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害 (H372)
注意書き	
安全対策	: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 (P210) : 裸火または他の着火源に噴霧しないこと。(P211) : 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251) : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) : 取扱後は、手・接触部位をよく洗うこと。(P264) : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271) : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
応急措置	: 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) : 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 (P305+P351+P338) : ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311) : ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。 (P308+P313) : 気分が悪いときは、医師に連絡すること。(P312) : 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314) : 特別な処置が必要である。(ラベル・安全データシート参照) (P321) : 無理に吐かせないこと。(P331) : 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
保管	: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) : 施錠して保管すること。(P405) : 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
廃棄	: 内容物/容器を地方自治体の規定に従って適切に廃棄すること。(P501)
GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性	

- : 窒息性。酸素濃度18vol%未満のガスを吸入すると、酸素欠乏が起こり、窒息の徴候（呼吸数増加、疲労感、めまい、意識喪失）があらわれ、酸素濃度10vol%未満では意識喪失し死亡するおそれがある。
- : 噴出するガスを眼に受けると失明するおそれがある。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名 又は一般名	化学特性 (化学式等)	化学物質を特定できる 一般的な番号 (CAS番号)	成分及び濃度 又は濃度範囲	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤					
鉱油(高度精製油)	メーカー 企業秘密	8002-05-9	46wt%	(9)-1692	公表物質
潤滑油諸添加剤		メーカー企業秘密	15.4wt%	既存化学 物質	公表物質
LPG(噴射剤)					
プロパン	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub>	74-98-6	15.2wt%	(2)-3	公表物質
ブタン	C <sub>4</sub> H <sub>10</sub>	ノルマル:106-97-8 イソ:75-28-5	ノルマル:15.9wt% イソ:7.5wt%	(2)-4	公表物質

※ 合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤の官報公示整理番号については、構成物質は既存化学物質であるが、メーカー企業秘密により非公開。

### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、衣服を緩め毛布等で暖かくして安静にさせる。  
: 気分が悪いときは、医師の治療を受ける。  
: 呼吸が弱っていれば、酸素吸入を行う。  
: 呼吸が止まっていれば人工呼吸を行い、医師の治療を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚に刺激を感じた場合は、速やかにシャワー等多量の流水で洗い、医師の治療を受ける。
- 眼に入った場合 : 噴出するガスを眼に受けた場合は、直ちに冷却し医師の治療を受ける。  
: 眼の刺激が持続する場合は、水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐ。  
: 「吸入した場合」に準ずる。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 酸素濃度18vol%未満のガスを吸入すると、酸素欠乏が起こり、窒息の徴候（呼吸数増加、疲労感、めまい、意識喪失）があらわれ、酸素濃度10vol%未満では意識喪失し死亡するおそれがある。  
: 飲み込んで気道に入った場合、化学肺炎を起こす恐れがある。  
: 蒸気を吸い込むと、頭痛、倦怠感、めまい、かすみ目、しびれ、吐き気、中枢神経系の抑制を生じる恐れがある。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 散水、噴霧水、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス等。

- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水。
- 火災時の特有の危険有害性 : 可燃性ガスであり、着火爆発の危険性がある。  
 : 燃焼に十分な空気が供給されないとき、不完全燃焼により有毒な一酸化炭素が発生する。  
 : 火勢により容器の内圧上昇が激しい時は、容器の破裂に至ることもある。  
 : 破裂した容器は飛散するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 関係者以外は安全な場所に退避させる。  
 : 風上から水を噴霧して、容器を冷やししながら周囲の消火を行う。  
 : 周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。  
 : 安全に対処できるならば着火源を除去する。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置  
 : 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火災からできるだけ離れた風上から消火にあたる。  
 : このガスが漏えい又は噴出している場所では、窒息、健康被害並びに火災・爆発のおそれがあるため換気・散水を行い、必要に応じて陽圧式空気呼吸器を着用する。なお、着火源となり得る非防爆の換気扇等の電気設備は使用してはならない。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置  
 : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏えい区域として隔離し、ガスが拡散するまで関係者以外の立入りを禁止する。  
 : 窒息並びに健康被害の危険を防止するために、換気を良くし、ガスの吸入を避ける。防爆仕様の換気設備があれば速やかに起動して換気し、ない場合は自然通風による換気を行う。  
 : 漏えい区域に入る者は、必要に応じて、空気中の酸素濃度を測定管理し、陽圧式空気呼吸器を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 直接排水、表層水、土壌等の環境へ放出しないように処置・回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材  
 : 換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させる。  
 : 安全に対処できるならば漏えいを止める。
- 二次災害の防止策 : 周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。  
 : 窒息並びに健康被害の危険を防止するため、漏えいしたガスが滞留しないように換気を良くする。  
 : ガスの供給を絶つ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い  
 技術的対策  
 取扱者のばく露防止 : 酸素濃度18vol%未満のガスを吸入すると、窒息のおそれがある。また、ばく露により健康被害のおそれがある。ばく露を防止するため、換気を良くする。  
 : ガス、ミスト、スプレーの吸入を避けること。

火災・爆発の防止	: 周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。 : 空気や酸化性ガスと混合し爆発性混合ガスを生じさせない。 : 容器を電気回路の一部に使用しない。
局所排気・全体換気	: このガスを使用するにあたっては、窒息並びに健康被害のおそれがあるため換気を良くし、密閉された場所や換気の悪い場所で取扱わない。 : このガスを使用するタンク類の内部での作業は、このガスの流入を防ぐと共に十分な換気を行い、労働安全衛生法に従う。
安全取扱注意事項	: 使用するガス関連機器の取扱説明書を入手し、全ての安全注意項目を読み理解するまで取扱わない。 : 密閉された場所や、換気の悪い場所では使用しない。万一そのような場所で使用する場合は、酸素濃度が18vol%未満にならないよう測定管理する。 : 漏えいし着火しても被害を最小限度にするために消火器を常備する。 : 静電気対策を行い、作業服、作業靴は帯電防止のものを用いる。 : 使用後も含め、容器に穴を開けたり燃やしたりしない。 : 人体に向けて噴射しない、また、噴射物を吸飲しない。
接触回避	: 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)、火気等との反応性を有するため接触を避ける。詳細については、「10. 安定性及び反応性」を参照。
衛生対策	: 取扱い後は、手をよく洗う。
保管	
安全な保管条件	
適切な技術的対策	: 容器は40℃以下の換気のよい場所で保管し、腐食性の雰囲気や連続した振動にさらされないようにする。 : 周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。 : 容器の周囲に引火性又は発火性のものを置かない。
混触禁止物質	: 酸素、強酸化剤、火気等。 : 消防法による危険物であることを明示し、法規制に基づき保管する。
安全な容器包装材料	: 製品のオリジナル容器に密閉して保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

化学名 又は一般名	日本産業衛生学会	労働安全衛生規則第577条の2に基づく 厚生労働大臣が定める濃度基準値
合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤		
鉱油(高度精製油) 潤滑油諸添加剤	未設定(2025年版)	3mg/m <sup>3</sup>
LPG(噴射剤)		
プロパン	未設定(2025年版)	1000ppm(8時間濃度基準値) (2026年10月1日以降)
ブタン	ルマル; 500ppm ｲﾝ ; 500ppm	ルマル: 500ppm(8時間濃度基準値) (2026年10月1日以降)

設備対策	: 屋内で使用する場合は、換気を良くする。 : 必要に応じて、空気中の酸素濃度が18vol%未満にならないよう測定管理する。 : ガスが漏えいし、滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の1/4以下の濃度で警報を発するガス漏えい検知警報設備を設置する。
------	--

- : 防爆仕様の機器を設置する。
- : 設備を接地し静電気を除去する。
- : 洗眼器と安全シャワーを設置する。

#### 保護具

- 呼吸用保護具 : 必要に応じて、陽圧式空気呼吸器を使用する。
- 手の保護具 : 使用形態に応じた手袋を着用する。
- 眼、顔面の保護具 : 使用形態に応じた保護眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 使用形態に応じた作業服を着用する。  
: 袖及びズボンの裾より肌を露出しない。

## 9. 物理的及び化学的性質

化学名 又は一般名	物理状態	色	臭い	融点/ 凝固点	沸点又は 初留点 及び沸点範囲	可燃性	爆発下限界 及び爆発上限界 /可燃限界
合成石油系 炭化水素 及び潤滑油 諸添加剤	液体	琥珀 色	微臭	-25℃ 以下	35℃超	可燃性	3%~10%
LPG(噴射剤)							
プロパン	液化ガス	無色	無臭	-189.7℃	-42℃	可燃性 ガス	2.1~9.5vol%
ノルマルブタン	液化ガス	無色	無臭	-138℃	-0.5℃	可燃性 ガス	1.8~8.4vol%
イブタン	液化ガス	無色	無臭	-160℃	-12℃	可燃性 ガス	1.8~8.4vol%

化学名 又は一般名	引火点	自然 発火点	分解温度	pH	動粘性率	溶解度
合成石油系 炭化水素 及び潤滑油 諸添加剤	100℃超	データ なし	データなし	データなし	データなし	水に不溶
LPG(噴射剤)						
プロパン	-104℃	450℃	データなし	データなし	データなし	62.4mg/L-H <sub>2</sub> O (25℃)
ノルマルブタン	-60℃	365℃	データなし	データなし	データなし	61mg/L-H <sub>2</sub> O(20℃)
イブタン	-83℃	460℃	データなし	データなし	データなし	水に不溶

化学名 又は一般名	n-オクタノール ／水 分配係数 (log 値)	蒸気圧	密度及び/ 又は相対密度	相対ガス密度	粒子特性
合成石油系 炭化水素 及び潤滑油 諸添加剤	データなし	0.02mmHg 以下 (20℃)	約 0.86g/cm <sup>3</sup>	データなし	データなし
LPG(噴射剤)					
プロパン	log Pow=2.35	840kPa (20℃)	0.470kg/L (40℃, 1.27MPa)	1.6(空気=1)	データなし
ノマルブタン	log Pow=2.89	213.7kPa (21.1 ℃)	0.584kg/L (15℃, 0.07MPa)	2.1(空気=1)	データなし
イブタン	log Pow=2.8	304kPa (20℃)	0.527kg/L (15℃, 0.15MPa)	2.01(空気=1)	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)により空気中で着火する。
化学的安定性	: 常温常圧では比較的安定なガスである。
危険有害反応可能性	: 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	: 着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)との接触。 : 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)との混合による爆発性混合ガスの形成。
混触危険物質	: 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)。
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化性ガス、一酸化炭素、亜硫酸ガス(燃焼時生成)

## 11. 有害性情報

急性毒性 経口	: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤] 区分に該当しない ラットのLD <sub>50</sub> >5,000mgであることに基づき、区分に該当しないとした。 [LPG(噴射剤)] 区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性 経皮	: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤] 区分に該当しない ラットのLD <sub>50</sub> >5,000mgであることに基づき、区分に該当しないとした。 [LPG(噴射剤)] 区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性 吸入(ガス)	: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤] 区分に該当しない(分類対象外) [LPG(噴射剤)] 区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性 吸入(蒸気、粉塵、ミスト)	: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤] 区分4 ラットのLC <sub>50</sub> =2.18mg/Lであることに基づき、区分4とした。

- [LPG(噴射剤)]  
区分に該当しない(分類対象外)
- 皮膚腐食性/刺激性 : [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
区分に該当しない(分類対象外)  
[LPG(噴射剤)]  
区分に該当しない(分類対象外)
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性  
: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
区分2B  
眼に入った場合、軽度の炎症を起こす場合があると判断し区分2Bとした。  
[LPG(噴射剤)]  
分類できない
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性  
: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
分類できない  
[LPG(噴射剤)]  
分類できない
- 生殖細胞変異原性 : [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
区分2  
ラットを用いたin vivo変異原性試験で異常細胞の増加、職業ばく露によるヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加といった遺伝性疾患のおそれの疑いがあることから、区分2とした。  
[LPG(噴射剤)]  
分類できない
- 発がん性 : [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
分類できない  
[LPG(噴射剤)]  
分類できない
- 生殖毒性 : [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
分類できない  
[LPG(噴射剤)]  
分類できない
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)  
: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]  
区分2(肺)  
ラットに吸入ばく露した試験により、肺に肉眼的・病理組織学的な急性変化(詳細不明)が用量依存的(1.51~5.05mg/L)に見られたとの報告があることに基づき、肺の障害のおそれがあることから区分2とした。  
[LPG(噴射剤)]  
区分2(循環器系)、区分3(麻酔作用)  
以下のイソブタンの根拠データ及びその成分濃度を考慮し、本製品を区分2(循環器系)、区分3(麻酔作用)とした。  
**【分類根拠】**  
(1)~(4)より、ヒトが本物質を大量吸入ばく露した場合、心機能障害や心不全を起こす可能性が示唆され、循環器系が標的臓器と考えられる。(5)、(6)より、本物質は麻酔作用を有すると考えられる。  
**【根拠データ】**  
(1)ブタンガス(量不明)を吸入し死亡した4人のうち3人で、n-ブタン、イソブタン(本物質)、又はn-ブタン、本物質、及びプロパン

の混合物が血液、脳、及び肺から検出され、炭化水素合計の濃度は全例とも脳で最大値であった。著者らは他のn-ブタン中毒1例もあわせて、5例の死因は心臓リズムの障害の疑いがあると報告した(DFGOT vol. 20(2003))。

- (2) 16歳の少年がブタンガス吸入後に心不全を起こした。心電図上で異常がみられたが、心不全誘発の機序は不明であった。著者らは中枢抑制に加えて、酸素欠乏、心停止の原因を引き起さず心室粗動、あるいはブタンによる直接的な心停止誘導が関係していると報告した(DFGOT vol. 20(2003))。
- (3) 2歳の女兒が本物質とブタン、プロパンを含む消臭剤をばく露後に心室性頻脈、強直性の発作、低カリウム血漿を生じた。頻脈は消臭剤ばく露と内因性エピネフリンが原因と考えられている(Patty(6th, 2012))。
- (4) イヌ(無麻酔)に本物質50,000ppm(4時間換算値:7,906ppm)で6分間吸入ばく露後、心臓感作によるエピネフリン誘発性の不整脈を生じた。この他、エピネフリンで前処置したマウスやイヌを用いた麻酔下での実験で、本物質の短時間吸入による心臓感作性応答がみられたとの幾つかの報告がある(ACGIH(7th, 2017))。
- (5) 本物質吸入ばく露によるラットの中枢抑制のEC<sub>50</sub>は200,000ppm、同イヌの麻酔作用は450,000ppmで影響が見られたとの報告がある(ACGIH(7th, 2017)、DFGOT vol. 20(2003))。
- (6) n-ブタンと本物質のオリーブ油中の溶解度および空気とオリーブ油との間での分配係数をベースにすると、ヒトの麻酔作用発現濃度はn-ブタンで17,000ppm、本物質で24,000ppmと推定される(DFGOT vol. 20(2003))。

#### 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]

##### 区分1(肺、皮膚)

長年にわたり鉱油、あるいはそのミストのばく露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され、また、疫学調査において切削油への職業ばく露により重度の毛嚢炎の発生が報告されていることに基づき、区分1とした。

[LPG(噴射剤)]

##### 区分1(中枢神経系)

###### 【分類根拠】

(1)～(3)の根拠より、区分1(中枢神経系)とした。

###### 【根拠データ】

- (1)ライター用交換缶のブタンガスを4週間乱用した15歳の少女で重篤な脳の障害が生じ、入院加療後に神経性合併症を発症した。MRI検査の結果、灰白質の崩壊や脳の萎縮等がみられた(PATTY(6th, 2012))。
- (2)ブタンガスを乱用した青年男女で幻覚、幻聴等の神経症状が発症したとの複数の報告がある(PATTY(6th, 2012))。
- (3)ブタンガスを繰り返し吸入した12人のほとんどで、多幸感及び幻覚がみられた(DFGOT vol. 20(2003))。

#### 誤えん有害性

: [合成石油系炭化水素及び潤滑油諸添加剤]

##### 区分1

ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を引き起こし、その結果、油性肺炎又は化学性肺炎をもたらすとの報告があることに基づき、区分1とした。

[LPG(噴射剤)]

区分に該当しない(分類対象外)

その他の情報

: 噴出するガスを眼に受けると失明するおそれがある。

: 空気と置換することにより単純窒息性ガスとして次のような作用をする。

空気中の酸素濃度 (vol%)	酸素欠乏症の症状等
18	安全下限界だが、作業環境内の連続換気、酸素濃度測定、安全带等・呼吸用保護具の用意が必要
16~12	脈拍・呼吸数増加、精神集中力低下、単純計算間違い、精密筋作業劣化、筋力低下、頭痛、耳鳴、悪心、吐気、動脈血中酸素飽和度 85~80%(酸素分圧 50~45mmHg)でチアノーゼがあらわれる。
14~9	判断力低下、不安定な精神状態(怒りっぽくなる)、ため息頻発、異常な疲労感、酩酊状態、頭痛、耳鳴、嘔吐、記憶障害、傷の痛みを感じない、全身脱力、体温上昇、チアノーゼ、意識朦朧、墜落(階段・はしご)・溺死の危険
10~6	吐気、行動の自由を失う、危険を感じても動けず叫べず、虚脱、チアノーゼ、幻覚、意識喪失、昏倒、中枢神経障害、死の危険
6以下	数回のあえぎ呼吸で失神、昏倒、呼吸緩徐・停止、心臓停止、死

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

## 1 3. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

: 廃棄においては、関連法令や地方自治体の条例に従う。

: 製品、容器及び廃油は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、処理を委託すること。

: 環境への排出、投棄などをしてはならない。

: 簡易燃焼炉による焼却処理は、有害ガス排出などの可能性があり、推奨できない。

## 1 4. 輸送上の注意

国連番号	: UN1950
品名(国連輸送名)	: AEROSOLS (maximum 1 litre) エアゾール
国連分類	: クラス2.1 (引火性高圧ガス)

容器等級	: 非該当
海洋汚染物質	: 非該当
MARPOL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	: 非該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れが無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 : 容器は40℃以上にならないように、温度上昇防止措置を行う。 : 火気厳禁。 : 積み重ねは、3mの高さを超えない。 : 発火性物質、高圧ガスなどと混載しない。
国内規制がある場合の規制情報	
陸上規制情報	
消防法	: 法第16条(積載方法及び運搬方法) : 危険物の規制に関する政令第29条(積載方法) : 危険物の規制に関する政令第30条(運搬方法) : 危険物の規制に関する規則第43条の3(運搬容器への収納) : 危険物の規制に関する規則第44条(表示) : 危険物の規制に関する規則第46条(危険物と混載を禁止される物品) : 危険物の規制に関する規則第46条の2(運搬容器の積み重ね高さ) : 危険物の規制に関する規則第47条(標識)
道路法	: 法第46条(通行の禁止又は制限) : 施行令第19条の13(車両の通行の制限)
海上規制情報	
船舶安全法	: 法第28条(危険物等の規制) : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条(用語) : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第3条(分類等) : 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第1; UN1950
港則法	: 法第20~22条(危険物) : 施行規則第12条(危険物の種類) : 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示別表第2号イ; 高圧ガス
航空規制情報	
航空法	: 法第86条(爆発物等の輸送禁止) : 施行規則第194条(輸送禁止の物件)第1項第2号; 高圧ガス : 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第1(輸送許容物件); UN1950
緊急時応急措置指針番号	: 126

## 15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R 制度)

: 非該当

労働安全衛生法

: 法第57条、施行令第18条(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

[プロパン](2026年4月1日以降)

[ブタン、鉱油]

: 法第57条の2、施行令第18条の2(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

[プロパン](2026年4月1日以降)

	[ブタン、鉱油]
	: 法第57条の3(危険性又は有害性等を調査すべき物)
	[プロパン](2026年4月1日以降)
	[ブタン、鉱油]
	: 労働安全衛生規則第577条の2; 濃度基準値設定物質
	[プロパン、ノルマルブタン](2026年10月1日以降)
	: 労働安全衛生規則第577条の2; がん原性物質[鉱油]
毒物及び劇物取締法	: 非該当
その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報	
高圧ガス保安法	: 法第3条(適用除外)
	: 施行令第2条第3項(適用除外)
	: 施行令関係告示第4条第3号
消防法	: 法第2条(用語の定義)
	: 法別表第1第4類第5号; 引火性液体、第3石油類
	: 危険物の規制に関する規則第39条の2(危険物の区分); 危険等級Ⅲ
	: 危険物の規制に関する政令第1条の10(届出を要する物質の指定); 液化石油ガス300kg(高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく施設において貯蔵又は取扱う場合を除く)
道路法	: 14. 輸送上の注意の通り。
船舶安全法	: 14. 輸送上の注意の通り。
港則法	: 14. 輸送上の注意の通り。
航空法	: 14. 輸送上の注意の通り。
海洋汚染防止法	: 油分排出規制(油分排出禁止)
水質汚濁防止法	: 排水基準を定める省令別表第2; ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)許容限度5mg/L
下水道法	: 鉱油類排出規制値(5mg/L 許容濃度)

## 16. その他の情報

### 引用文献

- 1) メーカーSDS (GRPオイルスプレー原料)
  - : ジーアールピー株式会社
- 2) 職場のあんぜんサイト (GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報)
  - : 厚生労働省 ([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx))
- 3) GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法
  - : 日本LPガス団体協議会
  - ([http://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/s\\_rou\\_001.html](http://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/s_rou_001.html))
- 4) 高圧ガスハンドブック: 日本産業・医療ガス協会
- 5) 緊急時応急措置指針: 日本規格協会
- 6) 国際化学物質安全性カード (ICSCs)
  - : 国立医薬品食品衛生研究所 (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 7) NITE-化学物質管理分野
  - : 製品評価技術基盤機構 (<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>)

記載事項の取扱い: この安全データシートの記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成していますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。

- : 記載事項は通常の取扱いを対象にしたものでありますため、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
- : すべての化学製品は「未知の危険性、有害性がある」という認識で取扱うべきであり、その危険性、有害性も使用時の環境、取扱い方、保管の状態、及び期間によって大きく異なります。ご使用時はもちろんのこと、開封から保管、使用、廃棄に至るまで、専門知識、経験のある方のみ、又はそれらの方々の指導のもとで取扱うことを推奨します。
- : ホームページ等への転載、当製品をご使用にならない方への提供はお断りします。